

伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）による介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年伊丹市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「員数」の右に「（伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年伊丹市条例第4号）の規定により市が設置する伊丹市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第4条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年伊丹市条例第4号）の規定により市が設置する伊丹市地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

- 2 伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会は、伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年伊丹市条例第3号）第3条の規定による認定に関する事務をつかさどる。